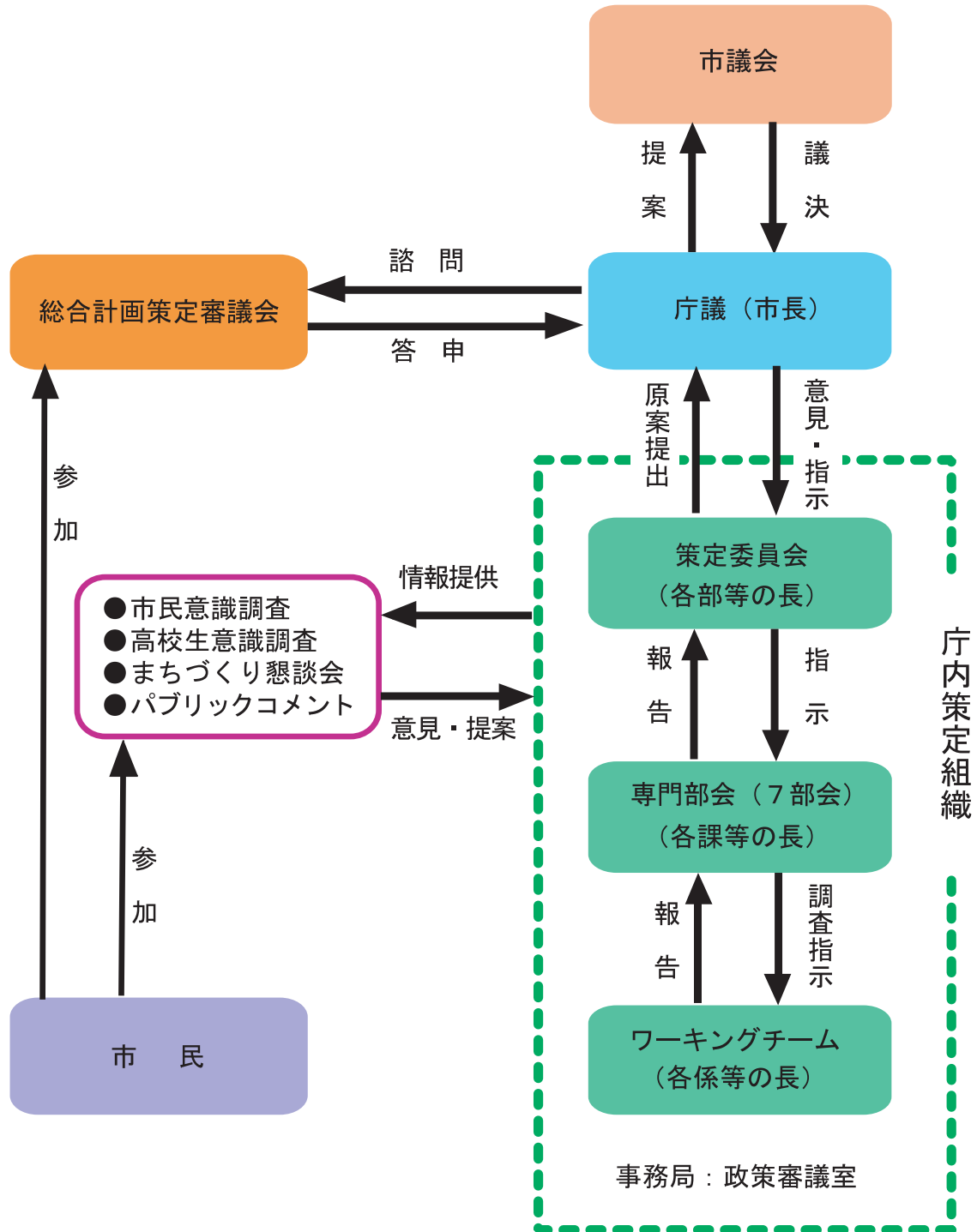


參考資料

1. 策定体制

第3次つくば市総合計画策定体制



2. つくば市総合計画審議会条例

平成元年3月29日

条例第19号

(設置)

第1条 つくば市の総合計画の策定に関する基本事項を調査及び審議をするため、つくば市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画における基本構想及び基本計画について必要な調査及び審議を行ない、意見を取りまとめて市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地方行政機関及び公共的団体の役職員
- (3) 学識経験者
- (4) 市の助役、収入役及び教育長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第1号、第2号及び第4号に規定する者で当該職又は地位により委員に任命されたものが当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門的事項について調査及び審議をするため、専門部会を置くこと

ができる。

2 前2条の規定は、専門部会について準用する。

(関係者の出席)

第8条 委員以外の者で会長が審議上必要と認める者は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の議事が円滑に進行するよう会務を処理するとともに、付議事案の提案及び調整を行なうものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(つくば市筑波地区地域開発審議会条例の廃止)

2 つくば市筑波地区地域開発審議会条例（昭和63年つくば市条例第7号）は、廃止する。

附 則（平成3年条例第41号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

3. つくば市総合計画審議会委員名簿（平成21年度）

	氏名	区分	備考
会長	出口正義	学識経験者	国立大学法人筑波大学大学院教授
副会長	鈴木富士雄	市議会議員	つくば市議会議長
委員	須藤光明	市議会議員	つくば市議会副議長
〃	馬場治見	市議会議員	つくば市議会総務常任委員会委員長
〃	今井孝	市議会議員	つくば市議会文教福祉常任委員会委員長
〃	吉葉茂	市議会議員	つくば市議会環境経済常任委員会委員長
〃	星田弘司	市議会議員	つくば市議会都市建設常任委員会委員長
〃	堀江武	地方行政機関及び公共的団体の役職員	筑波研究学園都市交流協議会会長
〃	水野政之	地方行政機関及び公共的団体の役職員	独立行政法人都市再生機構茨城地域支社長
〃	福田庄市	地方行政機関及び公共的団体の役職員	つくば市農業委員会会長
〃	沼尻博	地方行政機関及び公共的団体の役職員	つくば市商工会会長
〃	小久保貴史	地方行政機関及び公共的団体の役職員	社団法人つくば青年会議所理事長
〃	坂入豪	地方行政機関及び公共的団体の役職員	つくば市農業協同組合代表理事理事長
〃	井上勲	学識経験者	国立大学法人筑波大学学長補佐
〃	生田目美紀	学識経験者	国立大学法人筑波技術大学教授
〃	垣花京子	学識経験者	筑波学院大学教授
〃	小玉喜三郎	学識経験者	独立行政法人産業技術総合研究所特別顧問
〃	矢部希見子	学識経験者	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構研究領域長
〃	関正樹	学識経験者	関彰商事株式会社代表取締役社長
〃	小川幹男	学識経験者	小野薬品工業株式会社薬物動態研究所所長
〃	鷺田美加	学識経験者	特定非営利活動法人ままとーん代表
〃	鈴木たまき	学識経験者	つくば市ボランティア連絡協議会登録団体・高齢者
〃	藤田香代子	学識経験者	障害者支援団体役員
〃	MEHDI HMADYAR	学識経験者	教育学博士
〃	星埜由尚	学識経験者	公募
〃	水谷浩子	学識経験者	公募
〃	賀集弘貴	学識経験者	公募
〃	岡田久司	市職員	つくば市副市長
〃	細田市郎	市職員	つくば市副市長
〃	柿沼宜夫	市職員	つくば市教育長

4. つくば市総合計画策定委員会設置規則

平成元年7月31日
規則第29号

(設置)

第1条 つくば市の総合計画の策定について調査, 研究, 調整又は協議をするため, つくば市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 策定委員会は, 市長公室長, つくば市行政組織条例(昭和62年つくば市条例第55号)第2条に定める部の長, 出納室長, 病院事務長, TX沿線開発室長, 消防長及び水道部長並びに教育委員会事務局長, 選挙管理委員会事務局長, 監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成する。

2 委員長は, 市長公室長をもって充て, 策定委員会の会務を総括する。

3 副委員長は, 総務部長をもって充て, 委員長を補佐し, 委員長に事故があるとき, 又は委員長が欠けたときは, その職務を代理する。

4 委員長は, 必要があると認めるときは, 議会事務局長の出席を求め, 策定委員会に参画させることができる。

(所掌事務)

第3条 策定委員会は, 次に掲げる事項について調査, 研究, 調整又は協議をする。

(1) つくば市総合計画策定についての方針に関すること。

(2) 基本構想及び基本計画並びに実施計画の立案作業に関すること。

(3) その他総合計画に関し必要な事項

(専門部会)

第4条 策定委員会に次の専門部会を置く。

(1) 都市基盤整備部会

(2) 生活環境部会

(3) 保健・医療福祉部会

(4) 産業部会

(5) 教育・文化部会

(6) 住民連体・国際交流部会

(7) 行財政運営部会

2 専門部会は, 前条第2号及び第3号に掲げる事項のうち専門事項について調査, 研究, 調整又は協議をする。

3 専門部会の構成員は, 委員長が指名する。

4 専門部会に部会長及び必要に応じて副部会長を置き, 委員長が指名する。

5 部会長は, 専門部会の会務を総括する。

6 副部会長は, 部会長を補佐し, 部会長に事故があるとき, 又は部会長が欠けたときは, その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第5条 専門部会の補助機関として, 各専門部会ごとにワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームは, 基本構想及び基本計画並びに実施計画の立案作業において, 「基本構想・基本計画・実施計画策定調書」に基づき, 計画・施策に関する現況と課題について取りまとめ, 併せて各種データ, 資料等の収集及び整理を行なう。

3 ワーキングチームの構成員は, 専門部会長が指名する。

- 4 ワーキングチームにチームリーダーを置き、専門部会長が指名する。
- 5 チームリーダーは、ワーキングチームの会務を総括する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、策定委員会にあつては委員長、専門部会にあつては部会長、ワーキングチームにあつてはチームリーダーが必要に応じて随時招集し、委員長、部会長又はチームリーダーは、当該会議の座長となる。

- 2 委員長、部会長又はチームリーダーは、総合計画策定の調査、研究、調整又は協議をする上で必要があると認めるときは、構成員以外の者であっても出席させることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、総合計画の調査及び研究上必要と認めるときは、学識経験者、関係機関団体等の職員から意見を聴取することができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における策定作業状況、調査過程、研究過程及び結果について市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、市長公室政策審議室において行なう。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則 (平成3年規則第31号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年規則第18号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第43号) 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年規則第9号)

(施行期日)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第7号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号)

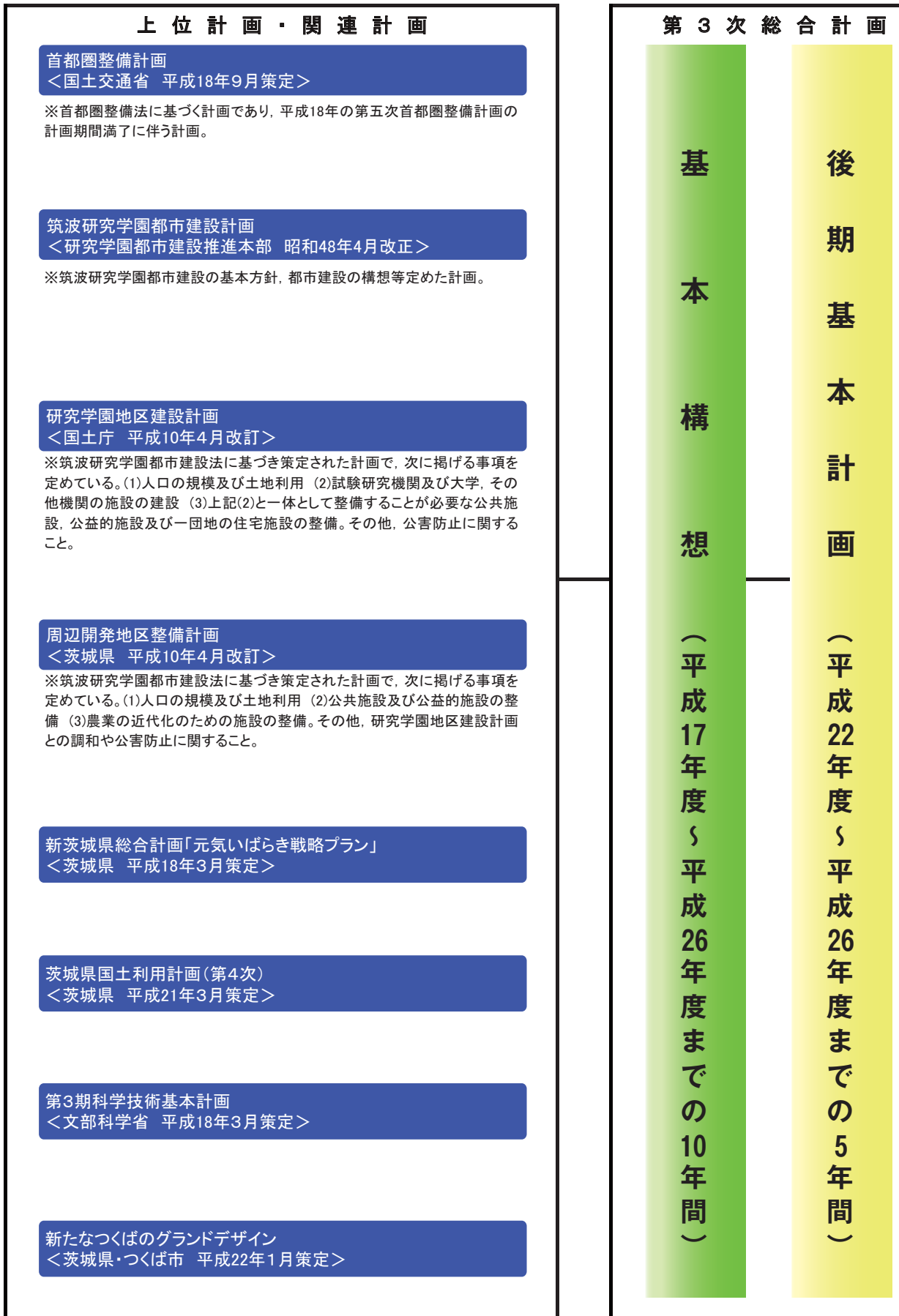
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

5. 策定経緯

第3次つくば市総合計画・基本構想改正及び後期基本計画策定の経緯

年	月	内 容
平成 21 年	5	第1回総合計画審議会（諮問）
	6	まちづくり懇談会開催
		各課等ヒアリング（第1回）
	7	第2回総合計画審議会
		各課等ヒアリング（第2回）
		市民に対する平成21年度市民意識調査の開始
	8	高校生に対する平成21年度市民意識調査の開始
	9	第1回総合計画策定委員会
	10	第3回総合計画審議会
		各課等ヒアリング（第3回）
		第2回総合計画策定委員会
		第4回総合計画審議会
11	第3回総合計画策定委員会	
	第5回総合計画審議会（基本構想改正原案及び後期基本計画原案に対する答申）	
12	基本構想（改正案）及び後期基本計画（案）に対する意見募集開始	
平成 22 年	1	基本構想（改正案）及び後期基本計画（案）に対する意見募集終了
	2	基本構想（改正案）及び後期基本計画（案）の決定【庁議】
		基本構想（改正案）及び後期基本計画（案）の説明【市議会全員協議会】
	3	基本構想改正の議決
後期基本計画の決定		

6. 各種計画関連図



(平成22年4月現在)

個 別 計 画

快適の創造	つくば市都市計画マスタープラン	平成16年度策定
	つくば農業振興地域整備計画	平成12年度策定
	つくば市景観計画	平成19年度策定
	つくば市耐震改修促進計画	平成19年度策定
	つくば市公営住宅等長寿命化計画	平成22年度策定
	つくば市市営住宅ストック総合活用計画	平成16年度策定
	つくば市地域水道ビジョン	平成22年度策定
	つくば市水道事業基本計画	平成22年度策定
	つくば市公共下水道全体計画説明書	平成15年度策定
活力の創造	自転車のまちつくば基本計画	平成22年度策定
	つくば市地域公共交通総合連携計画	平成21年度策定
環境の創造	つくば環境スタイル	平成20年度策定
	つくば環境スタイル行動計画	平成21年度策定
	第2次つくば市環境基本計画	平成21年度策定
	つくば市森林整備事業計画	平成19年度策定
	つくば市緑の基本計画	平成16年度策定
	つくば市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	平成21年度策定
	つくば市一般廃棄物処理基本計画(生活廃水処理編)	平成19年度策定
	つくば市男女共同参画推進基本計画(つくばAPPLEプログラム2008~2012)	平成19年度策定
つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針	平成19年度策定	
安全の創造	つくば市地域防災計画	平成19年度改訂
	つくば市国民保護計画	平成19年度改訂
	つくば市交通安全計画	平成18年度策定
安心の創造	つくば市地域福祉計画	平成17年度策定
	つくば市地域福祉計画(第2期)	平成22年度策定
	つくば市児童福祉施設適正化配置計画	平成21年度策定
	つくば市次世代育成支援対策行動計画・後期計画	平成21年度策定
	次世代育成支援コミュニティ行動計画大穂地区子育て応援「くすのきプラン」	平成18年度策定
	(仮称)つくば市子育て総合支援センター整備計画	平成17年度策定
	つくば市高齢者福祉計画	平成20年度策定
	つくば市障害者計画(第2次)	平成21年度策定
	つくば市障害福祉計画(第2期)	平成20年度策定
	つくば市健康増進計画「健康つくば21」	平成18年度策定
	つくば市食育推進計画	平成21年度策定
	つくば市新型インフルエンザ対策行動計画	平成20年度策定
安定の創造	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成18年度策定
	筑波山周辺観光整備基本構想	平成18年度策定
	つくば市産業振興マスタープラン	平成20年度策定
育みの創造	つくば市幼児教育振興プログラム	平成19年度策定
	(仮称)つくば市教育振興基本計画	平成22年度策定
	つくば市学校等適正配置計画について(指針)	平成20年度策定
	つくば市立学校給食センター整備基本計画	平成21年度策定
	つくば市生涯学習推進計画	平成18年度策定
	史跡小田城跡復元整備 基本計画	平成12年度策定
つくば市スポーツ振興基本計画	平成15年度策定	
自律の創造	第2次つくば市行政改革大綱	平成15年度策定
	つくば市行政改革大綱実施計画(仮称 行政改革アクションプラン)	平成22年度策定
	つくば市行政経営システム	平成17年度策定
	つくば市情報化基本計画	平成22年度策定

7. 平成21年度つくば市市民意識調査 集計結果の概要

1 調査期間

平成21年7月～平成21年8月

2 調査方法

郵送配布・回収

3 回収状況

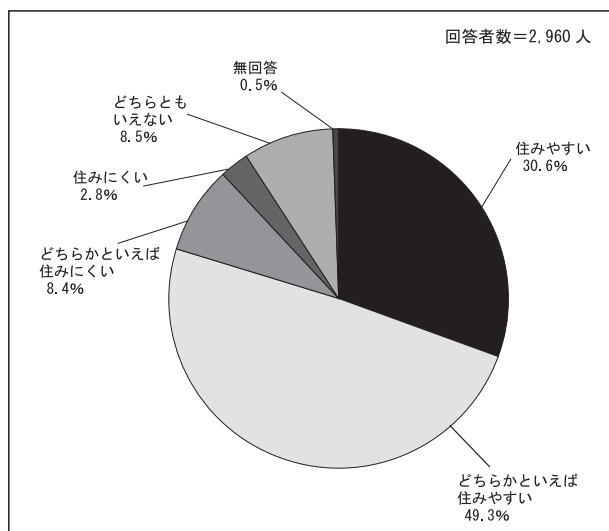
	市民意識調査
発送数	5,000 通
回収数	2,960 通
回収率	59.2%

4 集計結果の概要

(1) 現在の住環境について

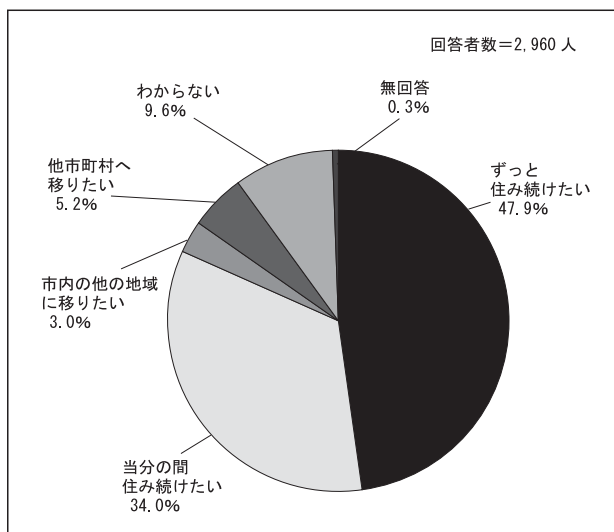
●つくば市の「住み心地」について

つくば市の住み心地については、つくば市に「どちらかといえば住みやすい」と答えた人が49.3%と最も高く、次いで「住みやすい」と答えた人は30.6%となっています。



●つくば市への居留意向について

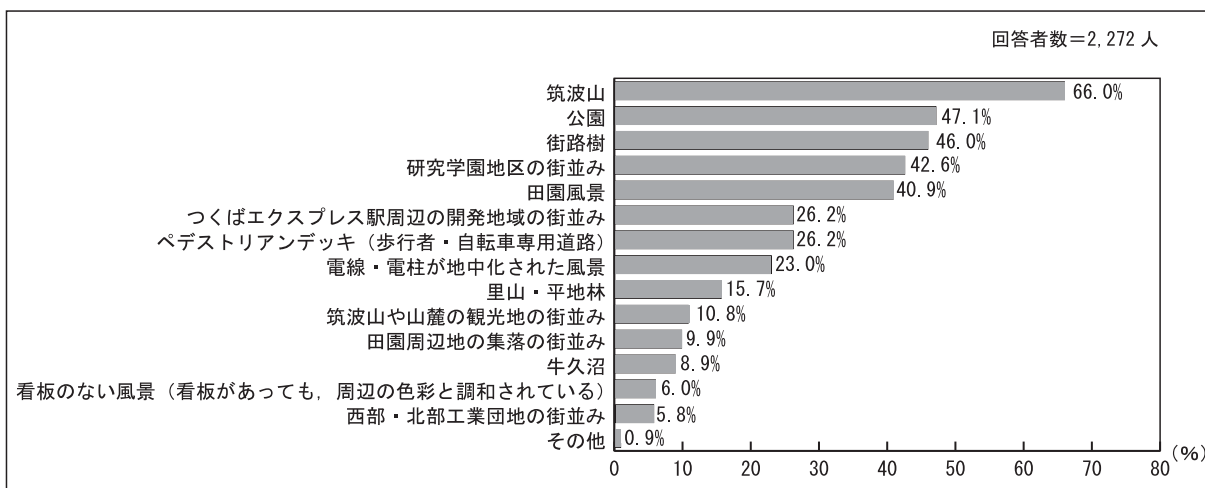
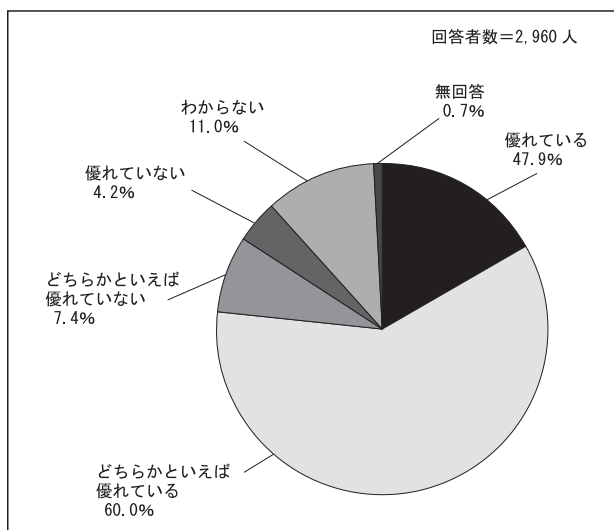
つくば市への居留意向については、今後もつくば市に「ずっと住み続けたい」という人は47.9%と最も多く、次いで「当分の間住み続けたい」が34.0%となっています。



●つくば市の景観について

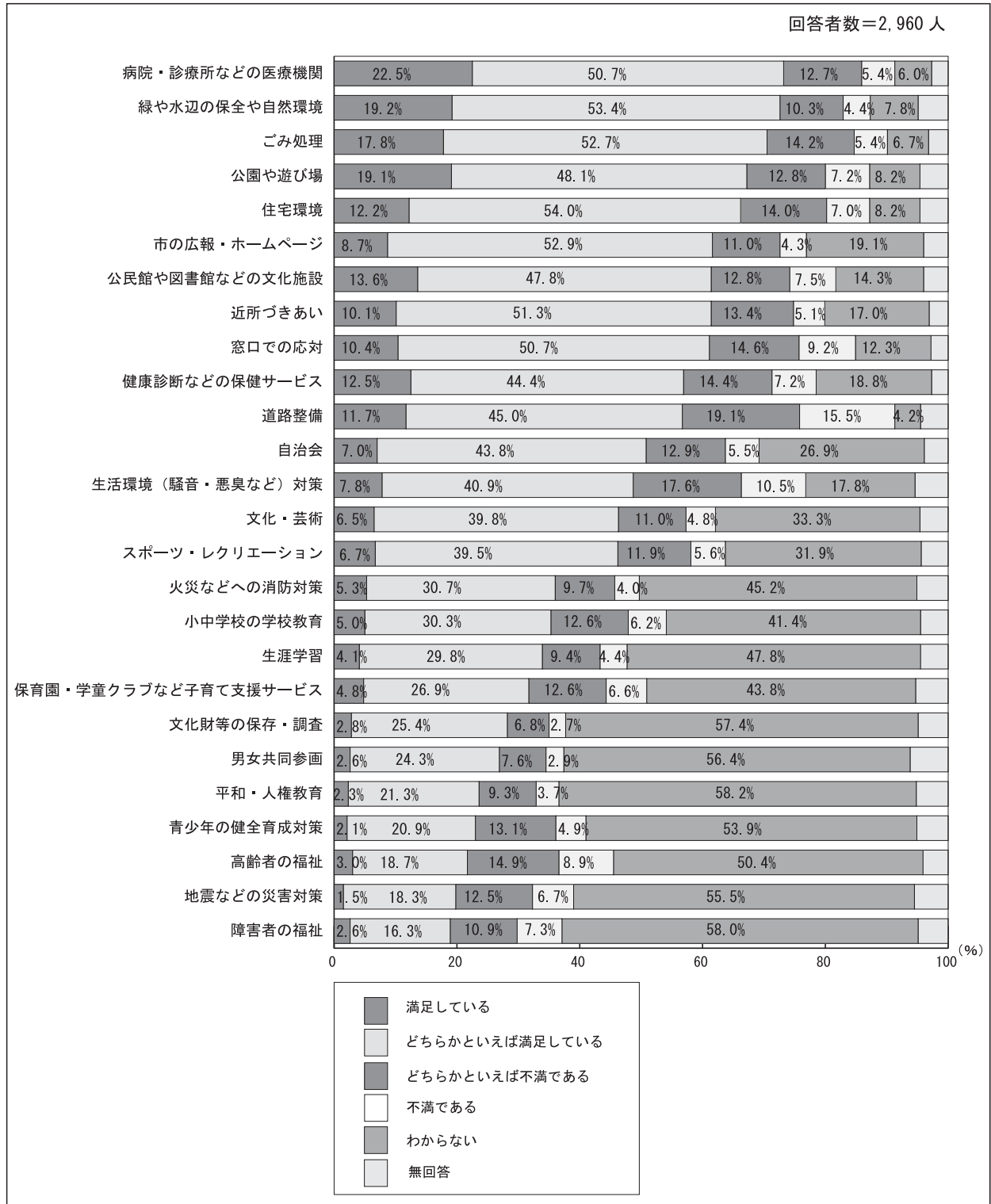
つくば市の景観については、「どちらかといえば優れている」と答えた人が60.0%と最も多く、次いで「優れている」が16.8%となっています。

また、優れていると感じる景観として「筑波山」と答えた人が66.0%と最も多く、次いで「公園」が47.1%となっています。



●つくば市の現状や、つくば市のまちづくりへの取り組みについて

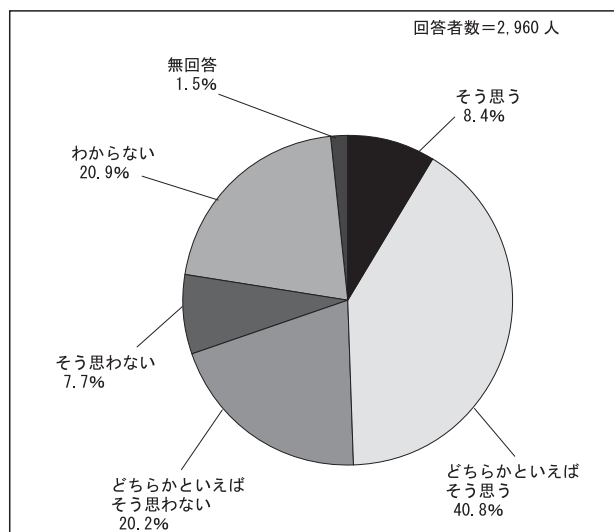
つくば市の現状や、つくば市のまちづくりへの取り組みについては、満足度の高い項目は、「病院・診療所などの医療機関」「緑や水辺の保全や自然環境」「ごみ処理」の順となっています。



(2) 少子高齢化への取り組みについて

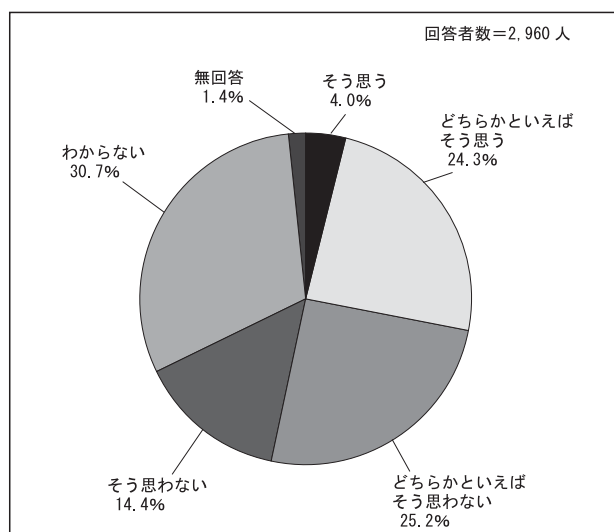
●つくば市には安心して子どもを産み育てられる環境が整っているかどうか。

つくば市には安心して子どもを産み育てられる環境が整っていると思うかについて、「どちらかといえばそう思う」と答えた人が40.8%と最も多く、次いで「わからない」が20.9%となっています。



●つくば市には高齢者が安心して住み続けられる環境が整っているかどうか。

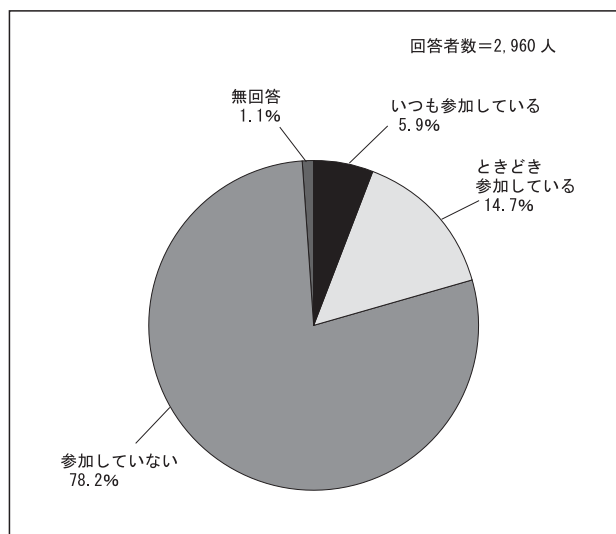
つくば市には高齢者が安心して住み続けられる環境が整っていると思うかについて、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人が25.2%と最も多く、次いで「わからない」が30.7%となっています。



(3) 安全・安心への取り組みについて

●地域の住民が協力して行う防犯活動への参加について

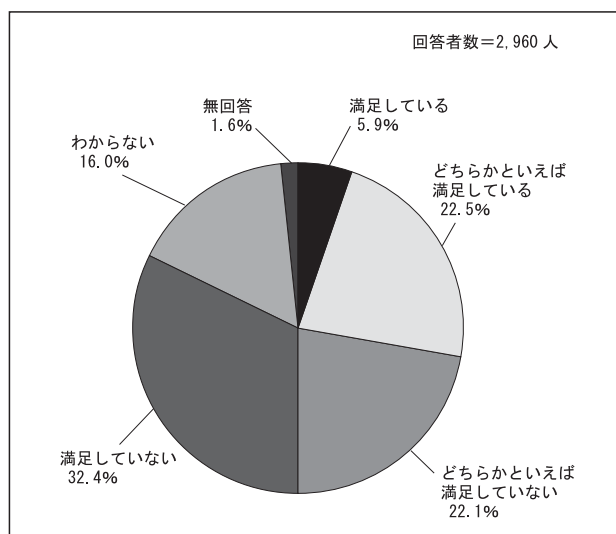
防犯活動の参加状況について、「参加していない」と答えた人が78.2%と最も多く、次いで「ときどき参加している」が14.7%となっています。



(4) つくば市の公共交通への取り組みについて

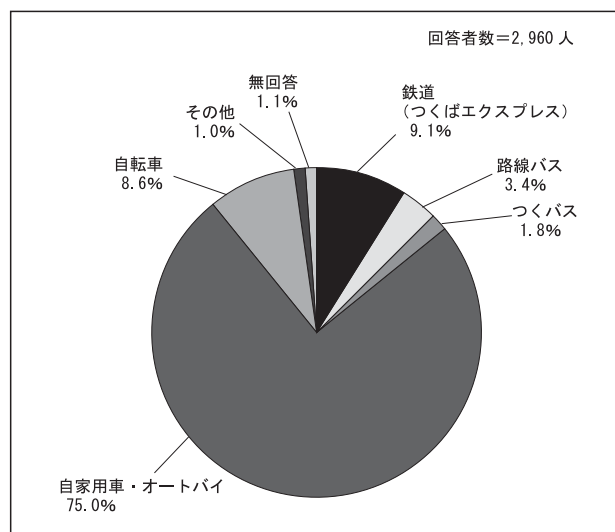
●市内の公共交通について

市内の交通について「満足していない」と答えた人が32.4%と最も多く、次いで「どちらかといえば満足している」が22.5%となっています。



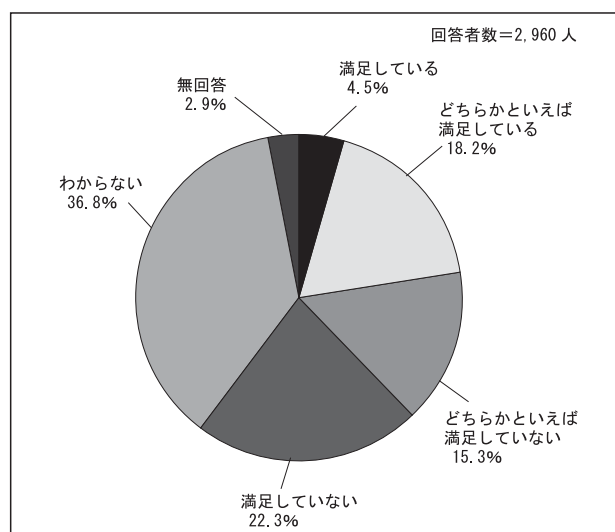
●普段移動のために利用する主な交通手段について

普段利用する交通手段は「自家用車・オートバイ」と答えた人が75.0%と最も多く、次いで「鉄道（つくばエクスプレス）」が9.1%となっています。



●つくば市コミュニティバス「つくバス」の満足度

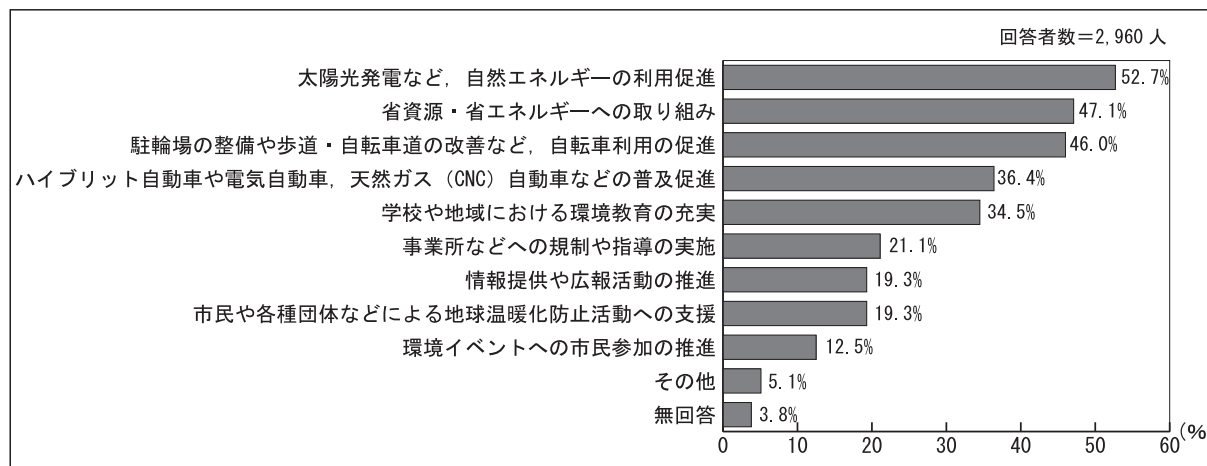
つくば市コミュニティバス「つくバス」についてどう思うかは、「わからない」と答えた人が36.8%と最も多く、次いで「満足していない」が22.3%となっています。



(5) その他の取り組みについて

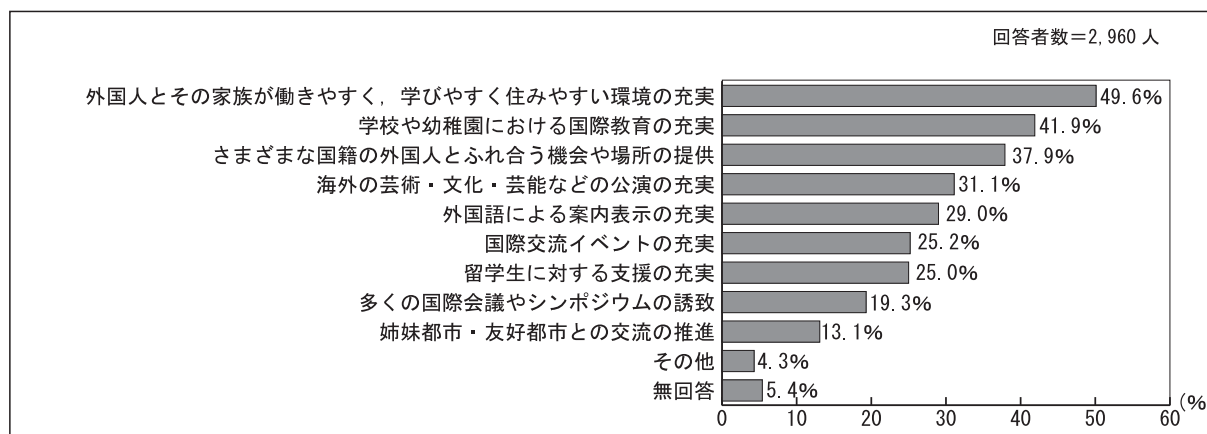
●地球温暖化防止のために、つくば市が取り組むべきこと

温暖化防止のためつくば市が取り組むべきこととして「太陽光発電など、自然エネルギーの利用促進」と答えた人が52.7%と最も多く、次いで「省資源・省エネルギーへの取り組み」が47.1%となっています。



●「国際都市」として、つくば市が取り組むべきこと

「国際都市」としてつくば市が取り組むべきことは、「外国人とその家族が働きやすく、学びやすく住みやすい環境の充実」と答えた人が49.6%と最も多く、次いで「学校や幼稚園における国際教育の充実」が41.9%となっています。



第3次つくば市総合計画 後期基本計画

平成 22 年 3 月

発 行 つくば市 市長公室

〒305-8555 茨城県つくば市谷田部 4741 番地 TEL : 029-836-1111(代表)

(※)平成 22 年 5 月 5 日迄

〒305-8555 茨城県つくば市菟間 2530 番地 2 (研究学園 D32 街区 2 画地)
TEL : 029-883-1111(代表)

